

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成29年12月9日 21時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山東方沖 金華山灯台から真方位090° 42海里付近 （概位 北緯38° 16.4′ 東経142° 28.5′）
インシデントの概要	漁船第七十一 ^{すず} 寿々丸は、揚網作業中、網が推進器に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七十一寿々丸、159トン
船舶番号、船舶所有者等	127121、有限会社寿々丸漁業
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北流
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか6人が乗り組み、船長が船首部につき、漁労長が船橋で機関の操作を行い、船首方から潮の流れを受ける状況下、後進しながら左舷船首部から流し網の揚網作業中、主機の回転数が下がって主機が急停止した。</p> <p>本船は、乗組員が、推進器に網が絡まったことに気付き、自力での航行ができなかったので僚船に救助を求め、来援した僚船にえい航されて宮城県気仙沼市気仙沼港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、潜水業者により推進器に絡まった網が除去された。</p> <p>乗組員は、本インシデント当時、暗くて網が見えにくく、潮の流れで網が船尾方に流れたと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、船首方から潮の流れを受ける状況下、後進しながら左舷船首部から揚網作業中、潮流によって船尾方に流れた網が推進器に絡んだことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、船首方から潮の流れを受ける状況下、後進しながら左舷船首部から揚網作業中、潮流によって船尾方に流れた網が推進器に絡んだため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 機関を使用して揚網作業を行う場合には、網への潮流の影響を考慮して進行方向を決定すること。